

大阪市告示第1412号

大阪市立北区民センターは、令和6年10月27日（日）執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月22日

大阪市長 横山英幸
(北区役所地域課)